

確認申請書等の様式変更について

(11/27)

建築基準法施行規則の一部を改正する省令が本年10月30日に公布され、11月27日に施行されます。

この規則改正は、建築士法の改正に伴う一定の建築物の「構造設計一級建築士・設備設計一級建築士による関与(設計又は法適合確認)」に対応することを中心としたもので、「確認申請書」、「計画変更確認申請書」および「建築計画概要書」(いずれも建築物用)の様式の一部が変更されることとなります。

施行日(11月27日)以降に引受される確認申請については新様式で申請していただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

平成 21 年 11 月 27 日以降変更される様式

- ・ 確認申請書(建築物) (別記第二号様式)
- ・ 計画変更確認申請書(建築物) (別記第四号様式)
- ・ 建築計画概要書 (別記第三号様式)

当社ホームページに掲載しておりますので、ダウンロードしてご利用下さい。

今後事前審査や仮受等の対応を行うものについて、

11月27日以降の正式受付分より新様式での申請が必要となりますので、ご注意ください。

不明の点は当社申請窓口へご相談ください。

日本確認センター株式会社
代表取締役 市原 浩樹